

損害賠償請求事件の第一審判決について

令和 4 年 1 月 20 日
保健体育課・企画管理室

平成31年 4 月に、県立郡山高等学校の元生徒（当時18歳）が、3年次の平成30年 4 月 25 日体育の授業で前屈運動を行っていた際、教諭の補助行為により重度の腰椎椎間板ヘルニアを発症したとして、学校設置者である県に対し、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づく損害賠償請求を行った事件について、令和 3 年 12 月 7 日に第一審判決があり、原告の請求が棄却されました。

1. 第一審判決主文（令和 3 年 12 月 7 日奈良地裁言渡）

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

【参考】請求の趣旨 [令和 2 年 6 月 1 日付け訴えの変更申立後]

- ・被告は原告に対し、74, 274, 269円及びこれに対する平成30年 4 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- ・訴訟費用は、被告の負担とする。

2. 裁判所の判断

(1) 教諭の補助行為について

- ・原告の近くにいた生徒の証言等を踏まえると、教諭の補助行為が「体育の授業における指導として許容されない程度の不適切なものであった」とは認められないことから、教諭が安全配慮義務に違反したとはいえない。

(2) 補助行為と腰椎椎間板ヘルニア発症の因果関係について

- ・事実経過及び医学的知見等に照らせば、本件補助行為が他の生徒が違和感を抱くほどの強度なものではなくても、既に原告の腰椎椎間板に痛みを生じるには至らない程度の変性や損傷が生じていた場合には、本件補助行為を契機として腰椎椎間板ヘルニアを発症したとしても不自然ではなく、原告については、本件補助行為を契機に腰椎椎間板ヘルニアを発症したと推測される。
- ・しかし、教諭が当時原告について、「通常の補助行為であっても腰椎椎間板ヘルニアを発症するおそれがあるような状態にあること（＝補助行為の時点で原告の腰椎椎間板に痛みを生じるには至らない程度の変性や損傷が生じていること）」を予見できたとは認められない。

(3) 結論

- ・教諭に過失があったとは認められない。

3. 第一審判決を受けた原告の対応

令和 3 年 12 月 17 日付けで大阪高等裁判所に控訴している。